

# 群馬県小規模農村整備事業実施要領

制 定 平成 25 年 3 月 28 日付け農整第 30218-1 号農政部長通知  
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日付け農整第 30347-1 号農政部長通知

## 第 1 趣旨及び目的

- 1 本事業は、担い手等が安定した所得を確保し、農業が魅力ある産業としての発展を図るために市町村等が取り組む、持続的な生産を支える基盤・環境づくりをきめ細かに支援することにより、地域農業の健全な発展と農村の振興を図り、もって食料の安定供給と農業・農村が持つ多面的機能の発揮に資することを目的とする。
- 2 本事業の実施については、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年 12 月 27 日規則第 68 号。以下「規則」という。）、群馬県土地改良事業等補助金交付要綱（昭和 53 年 12 月 4 日付耕改第 10 号農政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第 2 事業の内容等

事業の種類及びそれぞれの内容は、次表のとおりとする。

事業の種類	事業の内容
農業生産基盤保全整備	ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設等の農業生産基盤を保全・整備する事業であって、地域農業の維持及び振興を図るもの
農村地域保全整備	農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善する事業であって、農村の集落機能の維持及び強化を図るもの
特別対策	鳥獣被害防止施設等を整備する事業であって、地域農業が抱える課題解決を図るもの

## 第 3 事業の実施要件等

事業の実施要件、補助率は、別表 1 のとおりとする。

## 第 4 事業主体

本事業の事業主体（以下「事業主体」という。）は市町村、土地改良区、その他農業事務所長（以下「所長」という。）が認める者とする。

## 第 5 事業の実施区域

事業の実施対象地域は、第 2 のうち、「農業生産基盤保全整備」については農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき定められた農用地区域とする。

ただし、農用地区域外を含めて一体的に整備する必要があるときは、農用地区域外を含めて事業の実施区域とすることができる。

## 第6 事業の実施期間

事業の実施期間は、原則として単年度とする。ただし、やむを得ない理由がある地区については3か年まで、換地処分を伴う事業については5か年までとすることができる。

## 第7 予算配布枠の決定

- 1 農業事務所毎の予算配布枠は、事業実施年度の前年度末までに決定するものとする。
- 2 所長は、事業実施要望を調査し、農政部長（以下「部長」という。）が別に定める日までに実施要望調書（様式1-1、様式1-2）を提出するものとする。
- 3 部長は、事業実施年度の前年度末までに農業事務所毎の予算配布枠を決定して所長に通知（様式2-1、様式2-2）するものとする。
- 4 部長は、事業実施年度の途中で予算の執行状況及び見通しを所長に確認し、予算配布枠の変更ができるものとする。

## 第8 事業の実施手続き

### 1 予算配布

部長は、第7で決定した予算配布枠内で予算配布するものとする。

### 2 事業採択申請

#### (1) 一般型

補助金の交付を受けて事業を実施しようとする者は、小規模農村整備事業採択申請書（様式3）（以下「採択申請書」という。）に小規模農村整備事業概要表（様式4）（以下「事業概要表」という。）を添付し、所管の所長に提出するものとする。

#### (2) 県民参加型

県民参加型で事業を実施しようとする市町村長は、関係農業者等の実施要望を取りまとめ、採択申請書（様式3）に事業概要表（様式4）を添付し、所管の所長に提出するものとする。

#### (3) 緊急採択

事業を緊急に実施する必要がある場合にあつては、採択申請書（様式3）に事業概要表（様式4）のみを添付して申請し、計画平面図等事業概要書添付資料の提出を省略することができる。なお、省略した書類については、交付決定後速やかに提出するものとする。

### 3 事業採択

所長は、採択申請のあった事業について内容を審査し、適当と認められる場合には、申請者に対して小規模農村整備事業採択通知書（様式5）を作成して、通知するものとする。

### 4 事業の重要な変更

- (1) 事業主体は、次に掲げる重要な変更を行う場合は、所長の承認を得るものとし、変更（中止、廃止）承認申請書（様式6）に事業概要表（様式4）を添付して提出しなければならない。

- ① 要綱第8の2に定めるもの
- ② 採択地区の廃止
- ③ 補助金の増額
- ④ 事業費の200万円を超える減額

- (2) 所長は、変更承認をした場合には、事業主体に通知（様式7）する。

## 5 事業の完了報告

所長は、当該年度の事業がすべて完了した場合には、実績調書（様式1-1、様式1-2）を取りまとめて部長へ報告するものとする。

## 第9 事業の評価

### 1 事前評価

所長は、小規模農村整備事業事前評価表（様式8-1）により、補助事業として実施する妥当性を確認するものとする。

### 2 事後評価

事業主体は、小規模農村整備事業事後評価表（様式8-2）により事後評価を行い、事業実績報告書に添付し所長に提出するものとする。ただし、農地集積促進及び環境負荷低減・農地循環型地区にあつては、事業完了3年以内に提出するものとする。

所長は、事後評価の提出を受けたときには、事業効果及び目標の達成状況を確認し、その状況が低調である場合には、改善に向けて指導、助言等を行うものとする。

## 第10 補助

県は、事業の実施に要する経費のうち、別表2に掲げる費用につき、予算の範囲内において別表1に定めるところにより補助するものとする。

## 第11 委任

本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、農村整備課長が別に定めるところによる。

## 第12 その他

1 県民参加型で事業を実施しようとする市町村長は、規則第8条の規定に基づき、交付目的に適合した事業が行われるよう、間接補助事業者に対し必要な措置を講じなければならない。

2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき設計・施工を行わなければならない。

土地改良事業計画設計基準等に基づかない設計・施工を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに従うものとする。

なお、道路、公園、河川等の公共施設用地（地すべり防止施設、農業用ため池等を含む）及び公共施設（国又は地方公共団体が管理する営農飲雑用水施設、農業集落排水施設等）は、届出・許可を含め、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用除外となる。

## 附 則

1 この要領は、平成25年3月28日から施行する。

2 小規模土地改良事業実施要領（平成13年4月2日付け土改第301-3号農政部長通知）、事業の運用について（平成13年4月2日付け土改第301-4号農政部長通知）及び小規模土地改良事業（鳥獣害防止対策 間接補助事業）実施要領（平成19年3月30日付け農基盤第30094-3号農業

局理事通知)は、本要領の施行をもって廃止する。

附 則

この改正要領は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 6 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) (第3関係)

事業の種類	補助率	事業の実施要件
小規模農村整備事業		1 事業費の上限 30,000千円以下/地区とする。 ただし、災害復旧事業は400千円未満/箇所とする。 2 事業費の下限 事業主体：市町村 2,000千円以上/地区 市町村以外 500千円以上/地区 ただし、災害復旧事業については130千円以上/箇所とする。 また、県民参加型、環境保全対策調査は下限を設けない。
[一般型] 市町村、土地改良区等が行う事業		
農業生産基盤保全整備		
下記を除く 農業生産基盤保全整備	事業費の40% (35%)	受益戸数2戸以上。受益面積の合計が5ha未満であること。 ただし、国庫補助事業での採択が困難な地区はこの限りではない。
農地集積促進	事業費の50% (45%)	事業完了3年後までに、担い手等への農地利用集積率が10%以上増加することが確実に見込まれること。
環境負荷低減・資源循環型	事業費の50% (45%)	事業完了3年後までに、環境負荷低減・資源循環型農業に取り組む農業者が5%以上増加することが確実に見込まれること。
農地集積促進+環境負荷低減・農地循環型	事業費の60% (55%)	農地集積促進と環境負荷低減・資源循環型の双方の要件を満たすこと。
農村地域保全整備		
下記を除く 農村地域保全整備	事業費の1/3 (30%)	受益戸数2戸以上であること。
災害復旧	農地 事業費の50% 農業用施設 事業費の65%	暫定法に基づく異常な気象による災害で国の災害復旧事業の対象とならないもの。
環境保全対策調査	事業費の50%	農業・農村の多面的機能の発揮・向上が必要な地域であること。
特別対策	事業費の40% (35%)	受益戸数2戸以上であること。
[県民参加型] 市町村長を補助事業者とし、県民が間接補助で行う事業	事業費の50%	上記各事業において、県民参加による直営施工を実施するもの。

## [補助率について]

注1 次に掲げる特別地域は補助率を5%上乘せする。

ただし、環境保全対策調査、災害復旧及び県民参加型については対象外とする。

(1) 豪雪地帯、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項及び第2項の規定に基づき指定された地域をいう。)

(2) 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域をいう。)

(3) 振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)

(4) 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)

(5) 関係農業集落の林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね1/100以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域

注2 補助率の( )は、事業主体が市町村で、財政力指数が0.75以上(各毎年度別途提示)の場合に適用する。

ただし、区画整理、災害復旧、環境保全対策調査及び県民参加型は対象外とする。

## [事業費について]

注3 実施要件で示す事業費の上限または下限は、複数年の工期を採用する地区については各年度の事業費とする。

(別表 2)

1 工事費

(1) 純工事費

(2) 測量及び試験費

(3) 用地費及び補償費

(4) 換地費

(5) 工事雑費

※県民参加型のみ傷害保険等の加入費用も対象